

令和 8 年度豊中市立小・中学校照明設備 L E D 化業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度豊中市立小・中学校照明設備 L E D 化業務

2 業務目的

本業務は、蛍光灯の製造中止に伴い、豊中市立小・中学校の既存照明設備の維持が困難となることが見込まれるため、早期の L E D 化を図るものである。

また、照明設備の L E D 化を行うことで、ゼロカーボンシティに向けた取組みの一つとして消費電力の削減等による財政負担の軽減を意識しながら、行政運営における温室効果ガス排出量を削減するとともに、安心・安全な学校施設の維持・管理を図り、児童生徒の良好な教育環境を確保することを目的とする。

3 業務内容

- (1) L E D 照明器具及び設置に必要な付属品一式（以下、「L E D 照明器具」という。）の賃貸借（主たる業務）
- (2) 既設照明器具（表 1）の撤去・処分及び L E D 照明器具の設置
- (3) (2) の遂行に必要な現地調査
- (4) L E D 照明器具の保守
- (5) 計画書や報告書等の作成
- (6) L E D 化による消費電力の削減量の試算

表 1 対象器具

主な設置場所	照明器具の種類	対象
屋内	ベースライト（直付・埋込・スクエア）	○
	ダウンライト	○
	白熱電球	○
	非常用照明器具※ ¹	×
	誘導灯器具※ ²	×
	高天井照明	○
	その他（スポットライト・特殊照明器具）	○
屋外	屋外照明器具（街路灯・庭園灯・グラウンド照明）	○

○：対象 ×：対象外

※¹：建築基準法令において定期的な点検と報告が義務づけられている非常用照明器具

※²：消防法令において定期的な点検と報告が義務づけられている誘導灯器具

なお、対象照明器具の詳細は様式 1 1 号に記載のとおり。ただし、既に L E D 化されているもの等、現地調査後に協議のうえ、対象照明器具は変更になることがある。

4 対象施設

別紙 1 記載の豊中市立小学校 13 校・中学校 10 校

5 履行期間

履行期間は下記のとおりとする。ただし、現地調査実施前に覚書を締結し、現地調査実施後は速やかに賃貸借契約を締結することとする。なお、履行期間は現地調査後、協議のうえ、変更になる場合がある。

※Aグループ及びBグループは上記4対象施設を参照すること。なお、優先交渉権者決定後に、発注者と協議のうえ、Bグループの施設をAグループに変更することは可能である。

ア) Aグループ

(令和9年3月までに設置を行い、令和9年4月から賃貸借を開始)

(1) 現地調査実施期間

令和8年9月上旬から令和8年11月末

(2) 契約締結期限

令和8年12月25日

(3) 契約期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

(4) 設置期限

令和9年3月31日まで

(5) 賃貸借期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年(120箇月)とする。

イ) Bグループ

(令和10年3月までに設置を行い、令和10年4月から賃貸借を開始)

(1) 現地調査実施期間

令和8年10月から令和9年3月上旬

(2) 契約締結期限

令和9年9月30日

(3) 契約期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

(4) 設置期限

令和10年3月31日まで

(5) 賃貸借期間

令和10年4月1日から令和19年3月31日までの9年(108箇月)とする。

6 賃貸借料

賃貸借期間における賃貸借料の総額の上限は、265,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)なお、対象施設ごとの賃貸借上限額は下記のとおりである。

対象施設	賃貸借上限額
小学校(13施設)	102,000,000円
中学校(10施設)	163,400,000円

※賃貸借料は現地調査後、協議のうえ、変更になる場合がある。

7 更新照明器具（物品）仕様

- (1) LED照明器具は新品であること。
- (2) LED照明器具は、様式第11号に示す既設照明器具と同等以上のLED照明を調達すること。また、LED照明への交換方式（既設照明器具活用によるランプ交換、器具交換）は様式第11号に記載の仕様にて行うこと。
- (3) 照明器具及び直管型ランプ、電球等使用するすべてのLED照明器具はJIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」すべてに登録対応機種をもつメーカーの製品とすること。
（公共施設用照明器具に機種設定のない種類のLED照明についても、同様とすること）
該当しないメーカーの製品についてはこれを受け付けない。
- (4) ISO9001（品質）及びISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。
- (5) 原則として、照度及び色温度は既設の照明器具と同等以上を確保できる製品とすること。
- (6) 学校施設のLED照明器具に関しては、学校環境衛生基準を満たすことが出来る製品とすること。
- (7) 光源(LED)寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）のものとする。
- (8) 施設ごとの消費電力削減量が既にLED化されているものを除き、50%以下となるように、LED照明器具を選定すること。
- (9) 直管型LEDランプを設置する際に、既設照明器具を活用する場合は、G13口金をもつランプを使用すること。
- (10) 既設照明器具を活用し、直管型LEDランプを設置する場合は、ランプに電源を内蔵した製品を選定すること。
- (11) 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない直管型LEDランプは不可とする。
- (12) 直管型LEDランプについて、ランプ交換を行う場合は、既設蛍光灯照明器具に適合する製品とすること。（メーカーが適合を推奨しない、蛍光灯器具に対する誤挿入防止ピンが付属しているランプは不可とする）
- (13) 既設照明器具が調色、調光器を使用している場合は、原則既設の照明と同等の機能をもつ器具とすること。別途工事が発生する際は発注者と協議し、使用部品、調光方法及び工事方法を協議すること。
- (14) 外部に設置するLED照明器具は適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- (15) LEDの光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。
- (16) 交換する賃貸借物品は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修を必要としない照明器具及び付属品を選定し、契約締結日から取り替え工事前までに照明器具図面等を提出のうえ、仕様及び数量について発注者の承諾を得ること。

- (17) 交換するLED照明器具は、賃貸借期間終了後に施設担当者が管理を行うことを想定したうえで、製品選定を行うこと。また、その仕様について発注者の承諾を得ること。

8 設置作業

① 着工前

- (1) 作業時間は原則として9時から17時までで行うこと。
- (2) LED照明器具の設置作業を円滑に実施するため、工事に先立って、現状の既設照明器具の設置状況を確認するとともに、発注者及び各施設と協議し、工事の日程を調整のうえ、工程表及び工事計画書を提出すること。なお、計画書等の作成にあたり、施設利用者等への安全対策に万全を期すこと。
- (3) 受注者は設置作業に先立って、様式第11号の記載内容を現地にて確認し、設置予定であるLED照明器具の仕様分かる資料を提出し、発注者の承諾を得ること。調査結果と記載内容に相違があった場合は、照明リストを修正し、発注者へ速やかに提出し協議するものとする。また、現地確認中に貸与する資料にない新たな賃貸借の対象箇所を発見した場合にも発注者へ速やかに報告し、協議するものとする。
- (4) 工事着手時期については施設運営に支障をきたさないように発注者と調整を行い、工事を実施すること。
- (5) 設置作業に使用する雑材は総て新品とすること。(但し、仮設材においては、再使用品でも可能とする)

② 仮設工事

- (1) 既設器具等を損傷しないよう養生を徹底するなど、現場建物等に損傷を与えることのないよう十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、発注者に報告のうえ、受注者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。また、設置作業期間における器具等の保管場所については、発注者と協議すること。
- (2) 設置作業において、仮設足場を設置する場合は、設置した足場にて施設運営上の支障が起きないように設置場所、設置期間、設置方法を仮設計画書にて発注者に提出し、承諾を得ること。
- (3) 工事作業員の車や資材搬入、廃棄物の搬出等の運搬車の経路及び駐車位置についての場所、時間等を仮設計画書にて発注者に提出し、承諾を得ること。
- (4) 設置に必要な工事用電力及び水等の費用は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき墜落制止用具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。
- (6) 作業中は粉じんの飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床清掃を行うこと。

③ 取替工事

- (1) 受注者は、既設照明器具を取り外した後、LED照明器具を設置し即日点灯するものとする。
- (2) 当業務における作業範囲については、原則既設照明器具の取替を行うものである。ただし、取替作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。
- (3) 必要に応じて、工事エリアのみならず、通路及び資材置場の各部養生を行うこと。
- (4) 取替作業は、原則土曜日、日曜日、祝日、夏休み、冬休みの期間に作業を行うこと。
- (5) 工事中は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策を説明し、施設運営上の支障が起きないようにすること。
- (6) 取替作業にあたっての安全管理については、発注者と打ち合わせを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (7) 施工前、施工後で分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁劣化のないことを確認し、発注者にその内容を書面にて報告すること。
- (8) 導入施設内で照明器具の配線等に不具合が報告された箇所については、発注者と対応について協議すること。
- (9) 既設照明器具の電気部品（ソケット、端子台、配線など）に、変色や亀裂などの明らかな劣化が認められる場合は、器具ごと交換すること。
- (10) パイプ天井吊り下げ型の照明については、(9)に加えて、天井との接続部やパイプ等に劣化が認められる場合は、器具ごと交換すること。その場合は、埋込型の照明器具に変更すること。
- (11) 取替作業における安全性の確認は、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」及び同工業会ガイド301「既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意」に準じて施工すること。
- (12) 照明器具(ランプのみ交換含む)交換後、照明器具への表示を行うこと。
 - A) ランプ交換
 - ・ 照明器具交換者名 (受注者名)
 - ・ 従来の適合ランプの再使用の可否
 - ・ 給電方式
 - ・ 賃貸借期間
 - ・ その他(照明器具の改造等を行った場合など)
 - B) 器具交換
 - ・ 照明器具交換者名(受注者名)
 - ・ 賃貸借期間原則、以上のとおり表示することとするが、すべて表示できない等の理由がある場合は、発注者と協議のうえ、表示項目を変更することができる。
- (13) 既設照明器具を活用し、直管型LEDランプの設置を行う場合は、安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するように施工し、LEDランプに取り替えること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整及び工事を行うこと。
- (14) 直管型LEDランプに交換する際、使用機器として選定するLEDランプメーカーが推奨する配線工事は、工事後に蛍光灯を誤装着しても、故障や火災のリスクが伴わない手法にすること

- (15) 施工役割、調査設計役割を担う者は、工程、安全等に配慮した施工管理を行うものとする。
- (16) 落下防止措置が十分でない照明器具に関しては、ワイヤー設置や落下防止パーツの設置等、必要な対策を講じること。
- (17) 学校施設におけるLED照明器具に関しては、学校環境衛生基準を満たすように施工を行うこと。黑板灯に関しては、特に注意すること。
- (18) 作業を行う場合は、事前に作業届を発注者に提出すること。
- (19) 取替作業完了後、完成図書(写真、設置照明器具一覧、設置照明器具図面等)を発注者が指定する日までに提出すること。
- (20) 取替作業に関して本仕様に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (21) 受注者は、既設の照明器具等を撤去した場合、関係法令に基づき、適切な処分を行うこと。なお、撤去された照明器具等の発生材の処理については、すべて施設外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては、マニフェスト等を確認することとする。なお、PCB含有物である可能性のあるものについてはPCB含有の有無を確認すること。PCB含有物と判明した場合には、発注者が別途指定する場所へ保管すること。
- (22) アスベスト含有のおそれがある天井ボード等の開口が必要な場合は、アスベストの含有があるとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえで、適切な方法で作業を行うこと。
- (23) アスベストの調査、運搬及び処分に係る費用は受注者の負担し、適切に処分を行うこと。
- (24) 取替作業が完了し、検査に合格した対象施設からLED照明器具の試行使用を行うこととするが、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合は、受注者は発注者と協議を行うこと。
- (25) 事業完了後に削減効果検証のため、受注者は施工前、施工後の分電盤の電流値を計測し、発注者に書面で提出すること。
- (26) 設置作業中に事故が発生した場合においては、発注者に報告のうえ、受注者の責任及び費用負担で対応すること。
- (27) LED照明器具施工前、施工後で校正証明書のある照度計によって照度測定を行い、性能を確認し、発注者にその内容を報告すること。
- (28) 設置完了後、受注者は自主検査を実施し、発注者に設置完了報告書を提出すること。

9 賃貸借（リース）

(1) 賃貸借料の支払い方法

毎月払いとし、請求書受領後 30 日以内に発注者は受注者に賃貸借料を支払うものとする。

(2) 賃貸借契約に含まれる事項

以下の内容は賃貸借料に含めるものとする。

ア：既設照明器具等の運搬・処理費用

イ：LED照明器具の設置作業費用

ウ：LED照明器具の灯具端末を含む制御対応器具及び設置に必要な付属品一式

エ：賃貸借金利及び保険費用(動産総合保険)

オ：保守等費用(部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等)

10 保守等

- (1) LED照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED照明器具が正常な状態で使用できるよう保守等を行うこと。
- (2) 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下(基準値以下)、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。
- (3) 既設照明器具を活用し、ランプ交換をした照明器具に不具合が発生した場合には、速やかに初動対応を行うとともに、原因不明の不具合の場合は、考えられる原因を検討のうえ、施工時の写真等を参考に発注者と協議を行うこと。受注者の責任の場合は、受注者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。
- (4) 自然災害等によるLED照明器具の不具合を補填するため、保険(動産総合保険等)に加入すること。また、LED照明器具に不具合が生じた場合は、保険等を適用し、速やかに交換・補修等の処置を行うこと。ただし、保険金の支払金額で修繕費が不足する場合は、受注者の負担とする。
- (5) 保険適用外事項(恒常的な雨漏り、地震、テロ等)により照明器具に不具合が発生した場合の修繕の費用負担は、損害等の状況を確認し、発注者及び受注者で協議のうえで決定すること。
- (6) 緊急連絡先等を記載した保守管理体制を発注者に書面で提出すること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者に提出すること。

11 賃貸借期間終了後のLED照明器具の取扱いについて

賃貸借期間終了後、LED照明器具は発注者に無償譲渡するものとする。

12 一括再委任等の禁止

受注者は、業務の全部を一括又は主たる部分を第三者に委任してはならない。あらかじめ発注者の承諾を得て主たる部分以外の業務を委任する場合は、この限りでない。

13 発注者と受注者の責任分担

(1) 基本的な考え

業務が達成できないことによる損失は、原則として、受注者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」(以下「分担表」という。)によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定したうえで業務を行うものとする。また、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

- (3) 業務の継続が困難となった場合における措置
 業務の継続が困難となった場合の措置については、賃貸借契約書において定めるものとする。

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税及び地方消費税の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		発注者の不注意による建設許可等の遅延によるもの	○	
		受注者の事業放棄、破綻によるもの		○
	計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計・中止・延期	○
物価の変動		急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	○	○
設計変更		発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
応募コスト		応募コストの負担		○
第三者賠償		調査・建設における第三者への損害賠償義務		○
不可抗力		天災等による設計変更・中止・延期	○	○
用地の確保		資材置場の確保	○	○
立ち入り許可		必要な施設への立ち入り許可	○	○
設計変更		発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
工事遅延・未完工		発注者の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		受注者の責による工事遅延・未完工による賃貸借開始時期の遅延		○
工事費増大		発注者の指示・承諾による工事費の増大	○	
		受注者の判断の不備によるもの		○
性能		要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
危険負担	工事目的物に関して生じた障害		○	
	工事に起因し施設に生じた障害		○	

支払 関連	支払遅延・不能	発注者の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○	
		金利の変動		○
保守 関連	計画変更	用途の変更等、発注者の責による事業内容の変更	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	保守費用の上昇	受注者の責による保守費用の増大		○
	賃貸借物品の損傷	発注者の故意・過失に起因する賃貸借物品の損傷	○	
		受注者の故意・過失に起因する賃貸借物品の損傷		○
		上記以外の故意・過失に起因する賃貸借物品の損傷	○	○
	公共施設損傷	受注者の故意・過失又は賃貸借物品に起因する発注者の施設・設備の損傷		○
		上記以外のその他の原因による発注者の施設・設備の損傷	○	
	契約内容不適合の担保	LED照明器具に関する契約内容不適合の担保責任（契約の内容に適合しない契約不適合責任）		○
	危険負担	火災・天災・戦争などの不可抗力による発注者の施設（LED照明器具等以外）の損傷	○	
		火災・天災・戦争などの不可抗力によるLED照明器具等の損傷	○	○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、発注者の施設運営・業務への障害		○

1.4 提出書類

各工程に応じて下記の書類を提出すること。

【契約締結時】

- ・配置業務責任者届出書
- ・暴力団排除に関する誓約書

【契約締結後】

- ・業務着手届
- ・実施工程表
- ・作業員名簿（従事者の役職、氏名、資格等）
- ・使用予定器具仕様書
- ・各施設施工前の照度測定結果
- ・各施設施工前の絶縁抵抗状況報告書
- ・各施設施工前の電流値測定結果報告書

- ・ 施工計画図
- ・ 工程表（工事計画書）
- ・ 仮設計画書
- ・ 作業届
- ・ 保守管理体制表
- ・ LED化後の使用電力量試算データ（施設毎）

【設置完了後】

- ・ 各施設施工前後の照度測定結果
- ・ 各施設施工前後の絶縁抵抗状況報告書
- ・ 各施設施工前後の電流値測定結果報告書
- ・ 施工前後の写真
- ・ 設置完了報告書
- ・ 完成図（プロット図）

【貸借期間満了後】

- ・ 業務完了届
- ・ 業務報告書

【適時】

- ・ 打合せ記録簿
- ・ その他必要と判断された書類

1.5 その他

- (1) 受注者に課した業務の中で、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、受注者は当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業に当たらせるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、「公共建設改修工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」等を参考とし、発注者と受注者で協議のうえで決定する。
- (3) 設置する照明器具に製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。
- (4) 既設照明器具の撤去工事、本設備の設置工事施工に関して関係法令を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- (5) 発注者は、市内事業者の育成及び受注機会の確保に努めるとともに、本業務における照明設備の不具合等発生時の迅速な補修等を担保するため、本市に本店を置く市内事業者の活用を受注者に求めるものとする。
- (6) 受注者は、契約の履行にあたって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところによって、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者（当該契約を所管する所属長）への報告及び所轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に

定める様式)によって、速やかに、発注者に報告するとともに、所轄警察署の行政対象暴力担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。報告・届出を行った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

- (7) 本業務の履行にあたり、発注者が提供したすべての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずること。